

特別養護老人ホームの入所

質問Ⅱ 要介護1・2の入所要件を明確に 答弁Ⅱ 特例制度が正しく伝わるよう工夫する



山崎 きよこ 議員

平成27年、国は特養入所を原則要介護3以上に制限した。それにより10万人を超える要介護1・2の待機者は排除された。

偕楽荘においてもこの改定によって待機者が減った。

厚労省は要介護1・2でも「特例入所」を認めるとしている。これは、介護保険法の一部改正についての参議院付帯決議に、軽度でも必要な人は入所できるよりにすることがうたわれているからである。この「特例入所制度」をもっと明確に打ち出せないか。

山内偕楽荘所長

要介護1・2の「特例入所」については①認知症で日常生活に支障を来す②知的障害・精神障害などで日常生活に支障を来す③虐待など④家族などによる支援がなく他の介護サービスが不十分という事由を考慮することになっている。

「特例入所」の適用には配慮すべき事由が多いのも事実であるが、一方で「特養は要介護3以上でないといえない」という原則のみが強調され、声を上げて申し込みや相談ができない潜在的な入所希望者が負担を抱え続けることにも配慮しなければならぬ。今後は制度全般が正しく伝わるよう工夫したい。

山崎議員

介護度が軽くなったからといって機械的に退所を迫ることはしないか。

山内偕楽荘所長

要介護2以下に変わったからといって定型的に退所の手続きを進めることは適切ではない。

退所となる場合は、利用者の心身の状況や退所後の環境などを十分に検討し退所者に適切な支援が届くよう現在も運用している。

国保税の徴収 生活実態の把握は

山崎議員

国保の「保険者努力支援制度」は市町村の国保行政を国が採点して予算を重点配分する仕組み。

国の資料では、収納率が上位3割に入れば50点、収納率が1ポイント上昇すれば25点となり、点数に応じて予算が増える。これでは予算のために収納率を上げるということになりかねない。

町は収納率という数値を上げることを目的にするのではなく、住民の生活実態を把握して徴収するということが必要であると考える

がどうか。

別役町民課長

「保険者努力支援制度」により、平成29年度、町は上位3割に当たる98.2%の収納率などで約600万円が増額されている。

これは被保険者の納税意識の向上によるものが大きいと考える。

今後においても生活実態を十分把握するような納付相談の実施により適切な徴収を行っていく。

中学校の 部活動指導員の任用は

山崎議員

教員の残業時間を多くしている原因の大きなものに中学校の部活動がある。教員の代わりに指導に当たる部活動指導員を任用しないか。

藤岡教育長

現在、県の「運動部活動サポート事業」を活用し、平成30年度は中学校4校、七つの部活動で「運動部活

動支援員」を配置している。教員が不在時でも指導が可能である「運動部活動指導員」については、平日は週4日2時間、休業日は3時間程度の雇用という条件での人材確保や部員とのコミュニケーションを図る点での困難さもあり、検討が必要である。

